

# 第 6 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月27日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号  
株式会社 埼 玉 り そ な 銀 行  
代表取締役社長 川 田 憲 治

## 中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科 目                   | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)             |           | (負 債 の 部)               |           |
| 現 金 預 け 金             | 192,975   | 預 金                     | 8,709,209 |
| コ ー ル ロ ー ン           | 1,066,228 | 譲 渡 性 預 金               | 138,020   |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 | 129,889   | コ ー ル マ ネ ー             | 63,849    |
| 買 入 手 形               | 150,000   | 借 用 金                   | 105,400   |
| 買 入 金 銭 債 権           | 96,308    | 外 国 為 替                 | 321       |
| 商 品 有 価 証 券           | 26,326    | 社 債                     | 95,000    |
| 有 価 証 券               | 1,759,827 | そ の 他 負 債               | 71,934    |
| 貸 出 金                 | 5,984,500 | 賞 与 引 当 金               | 1,641     |
| 外 国 為 替               | 14,801    | そ の 他 の 引 当 金           | 1,701     |
| そ の 他 資 産             | 52,029    | 繰 延 税 金 負 債             | 10,369    |
| 有 形 固 定 資 産           | 57,750    | 支 払 承 諾                 | 22,107    |
| 無 形 固 定 資 産           | 2,930     | 負 債 の 部 合 計             | 9,219,553 |
| 支 払 承 諾 見 返           | 22,107    | (純 資 産 の 部)             |           |
| 貸 倒 引 当 金             | 35,444    | 資 本 金                   | 70,000    |
|                       |           | 資 本 剰 余 金               | 100,000   |
|                       |           | 資 本 準 備 金               | 100,000   |
|                       |           | 利 益 剰 余 金               | 78,137    |
|                       |           | 利 益 準 備 金               | 20,012    |
|                       |           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 58,124    |
|                       |           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 58,124    |
|                       |           | 株 主 資 本 合 計             | 248,137   |
|                       |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 52,761    |
|                       |           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 219       |
|                       |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計     | 52,541    |
|                       |           | 純 資 産 の 部 合 計           | 300,678   |
| 資 産 の 部 合 計           | 9,520,232 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計   | 9,520,232 |

中間損益計算書 （平成19年 4月 1日から  
平成19年 9月30日まで）

（単位：百万円）

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 経 常 収 益         | 108,953    |
| 資 金 運 用 収 益     | 79,944     |
| （うち貸出金利息）       | （ 65,450 ） |
| （うち有価証券利息配当金）   | （ 8,410 ）  |
| 役 務 取 引 等 収 益   | 21,805     |
| そ の 他 業 務 収 益   | 3,526      |
| そ の 他 経 常 収 益   | 3,677      |
| 経 常 費 用         | 69,855     |
| 資 金 調 達 費 用     | 12,570     |
| （うち預金利息）        | （ 9,848 ）  |
| 役 務 取 引 等 費 用   | 9,063      |
| そ の 他 業 務 費 用   | 3,298      |
| 営 業 経 費         | 36,423     |
| そ の 他 経 常 費 用   | 8,499      |
| 経 常 利 益         | 39,098     |
| 特 別 利 益         | 879        |
| 特 別 損 失         | 194        |
| 税 引 前 中 間 純 利 益 | 39,783     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 14,551     |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 2,280      |
| 中 間 純 利 益       | 22,952     |

(中間貸借対照表注記)

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 8年~50年  
動産 2年~20年  
なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ9百万円減少しております。  
また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ57百万円減少しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により実施しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。  
なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。  
上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,774百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。  
なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間期に帰属する額を合理的に見積もることができるようになったため、当中間期より計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。  
また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務債務 その発生年度に一括して損益処理  
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理
12. その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。  
主な内訳は次のとおりです。  
預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによるおります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。  
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。
16. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。
17. 有形固定資産の減価償却累計額 48,637百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,474百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,772百万円、延滞債権額は65,344百万円あります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,713百万円あります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,516百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は89,346百万円あります。  
なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 39,306 百万円であります。

24. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

|               |      |               |
|---------------|------|---------------|
| 担保に供している資産    | 買入手形 | 150,000 百万円   |
|               | 有価証券 | 1,024,915 百万円 |
| 担保提供資産に対応する債務 | 貸出金  | 21,887 百万円    |
|               | 預金   | 20,652 百万円    |
|               | 借入金  | 23,400 百万円    |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 141,855 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 156 百万円、敷金保証金は 3,198 百万円であります。

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 82,000 百万円が含まれております。

26. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 45,330 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ 47,370 百万円減少します。

28. 1 株当たりの純資産額 79,125 円 92 銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。30. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

|     | 中間貸借対照表<br>計上額(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-----|---------------------|-------------|-------------|
| 地方債 | 174,050             | 174,380     | 330         |
| 合計  | 174,050             | 174,380     | 330         |

その他有価証券で時価のあるもの

|     | 取得原価<br>(百万円) | 中間貸借対照表<br>計上額(百万円) | 評価差額<br>(百万円) |
|-----|---------------|---------------------|---------------|
| 株式  | 85,290        | 175,086             | 89,796        |
| 債券  | 1,290,270     | 1,282,443           | 7,827         |
| 国債  | 1,038,340     | 1,030,979           | 7,360         |
| 地方債 | 82,402        | 82,378              | 23            |
| 社債  | 169,527       | 169,084             | 442           |
| その他 | 150,932       | 158,934             | 8,001         |
| 合計  | 1,526,492     | 1,616,463           | 89,970        |

なお、上記の評価差額から時価ヘッジによる損益計上分 12,281 百万円及び繰延税金負債 24,927 百万円を差し引いた額 52,761 百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内容      | 中間貸借対照表計上額(百万円) |
|---------|-----------------|
| その他有価証券 |                 |
| 非上場内国債  | 58,961          |
| 非上場株式   | 5,035           |

31. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は 129,892 百万円であります。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,261,600 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,246,338 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

|                |            |
|----------------|------------|
| 繰延税金資産         |            |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 16,235 百万円 |
| 株式等償却否認        | 9,603      |
| 退職給付関連         | 7,194      |
| 土地評価差額         | 4,028      |
| その他            | 5,368      |
| 繰延税金資産小計       | 42,430     |
| 評価性引当額         | 19,917     |
| 繰延税金資産合計       | 22,512     |
| 繰延税金負債         |            |
| その他有価証券評価差額金   | 24,927     |
| 土地評価差額         | 7,012      |
| その他            | 941        |
| 繰延税金負債合計       | 32,881     |
| 繰延税金負債の純額      | 10,369 百万円 |

34. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

35. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は 10.01%であります。

(中間損益計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 6,040円04銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,095百万円、貸出金償却4,374百万円を含んでおります。

5. 「特別利益」には、償却債権取立益869百万円を含んでおります。

6. 「特別損失」には、固定資産処分損193百万円を含んでおります。